（財務報告に係る内部統制報告書の監査証明の手続）

第三十四条　法第二十八条第十五項後段の規定による財務報告に係る内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する内部統制監査報告書（次項及び第四項において単に「内部統制監査報告書」という。）により行うものとする。

2　内部統制監査報告書は、この条に定めるところによるもののほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成されなければならない。

3　企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。

4　内部統制監査報告書は、公認会計士等監査報告書と併せて作成するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（監査調書の作成及び備置）

第三十五条　公認会計士等は、財務報告書の監査、四半期レビュー又は内部統制報告書の監査（以下この条において「監査等」という。）の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調書として整理し、これをその事務所に備えておかなければならない。

（法令違反等事実の通知）

第三十六条　法第二十八条第十七項の規定による通知は、法令違反等事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を講ずべき旨を記載した書面により、当該認定設置運営事業者等の監査人その他これに準ずる者（同項に規定する適切な措置を講ずることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対してしなければならない。

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）

第三十七条　法第二十八条第十八項の国土交通省令で定める期間は、同条第十七項の規定による通知を行った日（以下この条及び次条第三号において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

一　法第二十八条第四項に規定する財務報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二　四半期報告書提出期限の前日

（意見の申出の手続）

第三十八条　法第二十八条第十八項の規定による申出をしようとする公認会計士等は、次に掲げる事項を記載した書面を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　公認会計士等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　認定設置運営事業者等の名称

三　通知日

四　意見の要旨

五　意見の内容（法第二十八条第十八項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産

款	項
流動資産	現金及び預金
	営業未収入金
	契約資産
	有価証券
	棚卸資産
	前渡金
	前払費用
	その他
	貸倒引当金
固定資産	有形固定資産
	建物
	構築物
	機械及び装置
	船舶
	車両運搬具
	器具及び備品
	土地
	リース資産
	建設仮勘定
	その他
	無形固定資産
	のれん
	ソフトウェア
	リース資産
	その他
	投資その他の資産
	投資有価証券
	関係会社株式
	長期前払費用
	前払年金費用
	繰延税金資産
	その他
繰延資産	創立費
	開業費